

玉軸受等に対して課する報復関税について

「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 238 号）の公布に伴い、平成 25 年 9 月 1 日から、以下の通り対象品目、適用税率及び適用期間が変更となりました。

1 対象品目

番号	輸入統計品目番号	品 名
1	7222.11-000	ステンレス鋼の棒
2	7222.20-000	ステンレス鋼の棒
3	7222.30-000	ステンレス鋼の棒
4	7304.59-020	鉄鋼製の管及び中空の形材
5	8482.10-000	玉軸受
6	8482.20-000	円すいころ軸受
7	8482.40-000	針状ころ軸受
8	8482.50-000	円筒ころ軸受
9	8482.80-000	その他のころ軸受
10	8482.91-000	玉軸受及びころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ）
11	8482.99-000	玉軸受又はころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ以外のもの）
12	8483.30-010	軸受箱（玉軸受及びころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受（自動車用のもの）
13	8483.30-090	軸受箱（玉軸受及びころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受（自動車用以外のもの）

\* 番号 6 以外の 12 品目が追加となりました。

2 報復関税率

17.4%

3 適用期間

平成 26 年 8 月 31 日までに輸入されるもの

4 対象国

アメリカ合衆国（プエルトリコを含む）を原産地とするもの

5 その他

「玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日付財関第 1059 号）」に基づき、対象品目の輸入申告の際は、関税暫定措置法施行令第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書又は関税法施行令第 61 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第 2 部門担当）

TEL 050-3530-8401